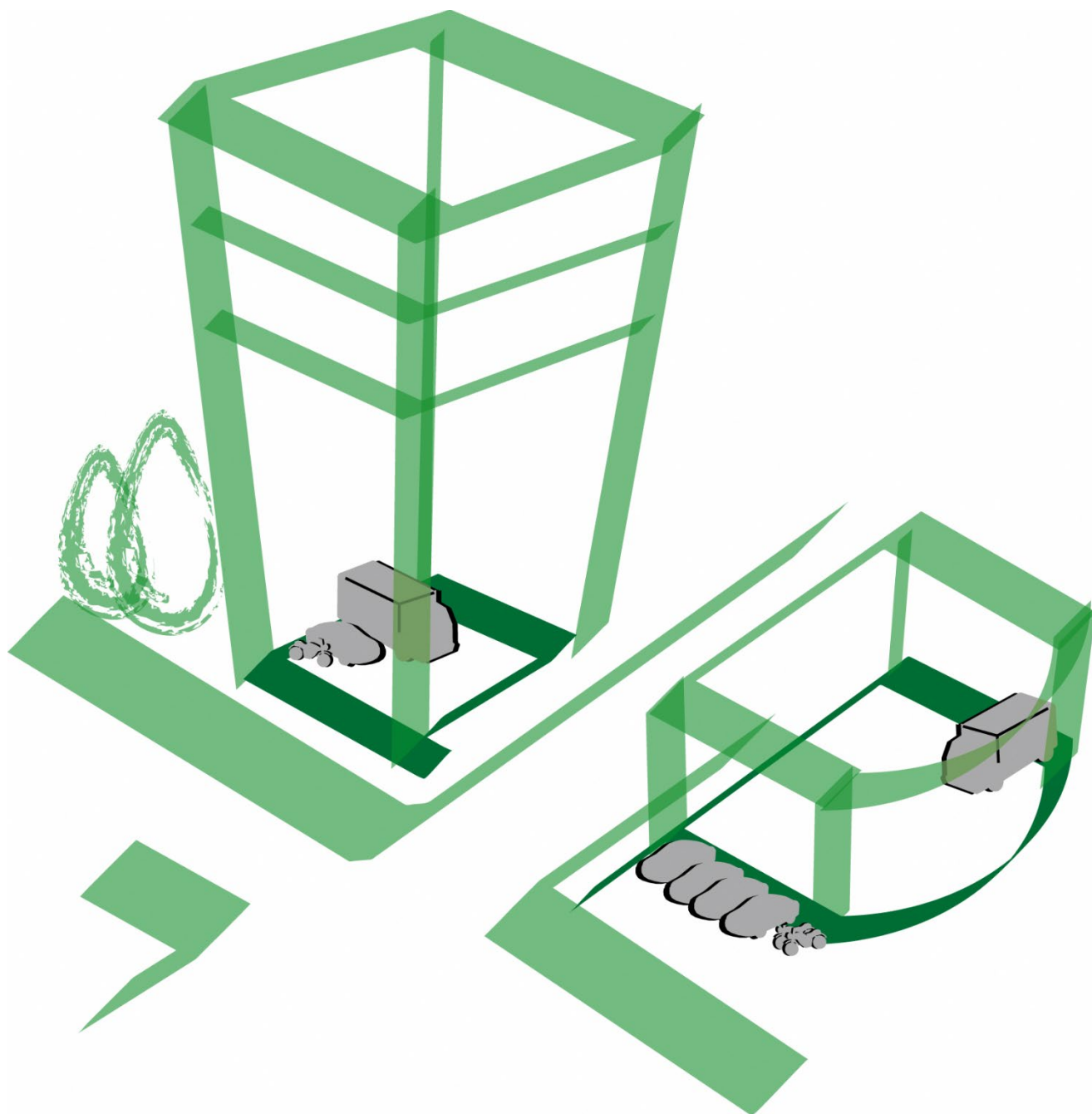


横浜市駐車場条例の概要

横浜市駐車場条例とは、路上駐車の解消や道路交通の円滑化を目的として、建築主が一定の要件を満たす建築物を新築、増築又は用途変更する場合に、駐車場（乗用車・荷さばき車・自動二輪車）の附置を義務付けている制度です。



令和8年9月

横浜市

1 乗用車※¹駐車場の附置義務(第4条)

(1) 対象となる建築物

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合に対象となります。

なお、共同住宅、長屋、寄宿舍及び下宿については、横浜市建築基準条例第4条の3により乗用車の駐車場設置を義務付けていますので、横浜市駐車場条例の対象外です（荷さばき車、自動二輪車※²についても同様）。

①	駐車場整備地区※ ³ 又は 商業地域若しくは近隣商業地域 (商業地域等)	周辺地区又は自動車ふくそう地区※ ⁴ (左欄の区域並びに第一種・第二種低層住居 専用地域及び市街化調整区域を除く用途地域)
②	特定用途※ ⁵ （事務所・倉庫・工場を除く） に供する部分※ ⁶ の床面積	特定用途に供する部分の床面積
③	2,000㎡	2,000㎡

- ※1 乗用車……おおむね幅2.3m×奥行5mに収まる二輪車を除く自動車をいいます。
 ※2 自動二輪車……道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいいます。
 ※3 駐車場整備……自動車交通が著しくふくそうする地区として、駐車場法第3条第1項及び都市計画法第8条地区第1項に基づき、都市計画決定している地区。現在、市内6箇所
 ※4 周辺地区又……自動車交通がふくそうする地区及びふくそうすることが予想される地区として、横浜市駐車場は自動車ふくそう地区
 ※5 特定用途……駐車場法第20条第1項による特定用途から共同住宅を除いたもの（(2)④欄）をいいます。
 ※6 供する部分……駐車場・駐輪場を除き、観覧場にあつては屋外観覧席を含みます。

(2) 附置義務台数の算定方法

下表④に掲げる用途に供する部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします（小数点以下切上げ）。

延べ面積6,000平方メートル未満の場合及び床面積10,000平方メートルを超える事務所・倉庫・工場の部分は、緩和や逡減の措置があります（荷さばき車、自動二輪車についても同様）。

④		⑤	
		商業地域等	周辺地区又は 自動車ふくそう地区
特 定 用 途	百貨店その他の店舗	200㎡※	200㎡
	事務所	————	250㎡
	倉庫、工場	————	400㎡
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、病院、卸売市場	250㎡※	250㎡

※「横浜駅周辺地区」は別途定めています（「横浜市駐車場条例取扱基準 別表」を参照）。

なお、乗用車駐車場の駐車ますの大きさについては、幅2.3メートル、奥行5メートル以上とします。

また、駐車ますの大きさ以外に、駐車場の出入口の禁止位置や車路の寸法などの構造に関する基準もあります。（荷さばき車、自動二輪車についても同様）

2 荷さばき車駐車場の附置義務(第4条の2)

(1) 対象となる建築物

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合に対象となります。(敷地面積が1,000平方メートル未満は対象外)

①	商業地域等	周辺地区又は自動車ふくそう地区
②	特定用途（事務所・倉庫・工場を含む）に供する部分の床面積	
③	3,000㎡	

(2) 附置義務台数の算定方法

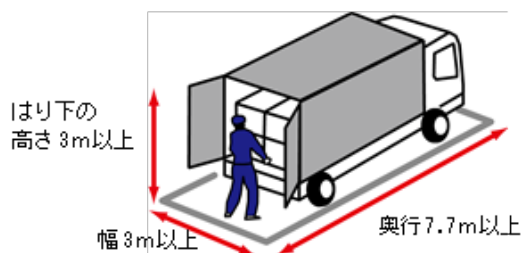
下表④に掲げる用途に供する部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします（小数点以下切上げ）。

また、算定した荷さばき駐車場の台数は、乗用車駐車場の附置義務台数に含めることができ、10台を超える場合は10台を上限とします。

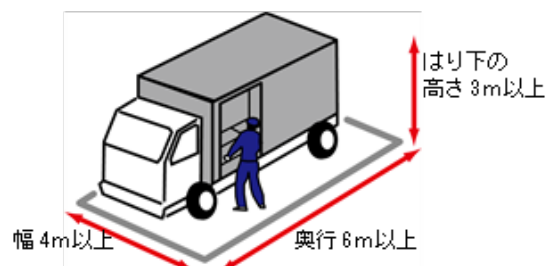
	④	⑤
特定用途	百貨店その他の店舗	3,000㎡
	事務所	8,000㎡
	倉庫、工場	3,500㎡
	その他の特定用途	6,500㎡

なお、荷さばき車駐車場の駐車ますの大きさについては、次の①又は②のいずれかとします。

①後部で荷さばき



②側面で荷さばき



又は

3 自動二輪車駐車場の附置義務(第4条の3)

(1) 対象となる建築物

下表①に掲げる地区又は地域内において、②に掲げる面積が、③に掲げる面積を超える場合に対象となります。

①	商業地域等
②	特定用途（事務所・倉庫・工場を除く）に供する部分の床面積
③	2,000㎡

(2) 附置義務台数の算定方法

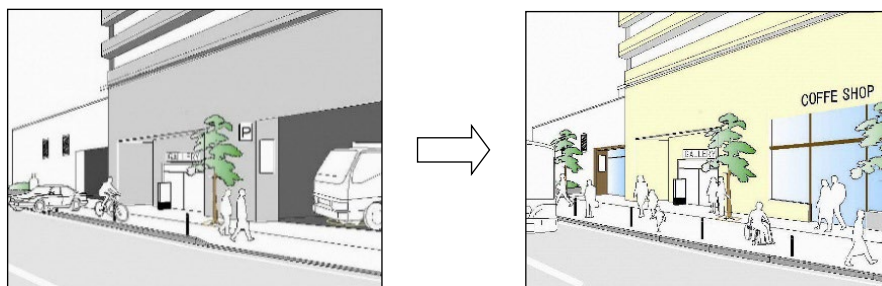
下表④に掲げる用途に供する部分の床面積を、⑤に掲げる面積で除して得た台数を合計した数値の台数以上とします（小数点以下切上げ）。

	④	⑤
特定用途	百貨店その他の店舗	3,000㎡
	その他の特定用途（事務所、倉庫、工場を除く）	10,000㎡

なお、自動二輪車駐車場の駐車ますの大きさについては、幅1メートル、奥行2.3メートル以上とします。

4 敷地外駐車場(隔地)の特例(第10条第1項)

附置義務駐車場は、原則として附置義務建築物の敷地内に設置しなければなりません。が、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が承認した場合は、特例として当該敷地からおおむね500メートル以内に設置することができます。



なお、平成19年12月以降に本特例を受けた場合は、毎年度（工事完了時及び翌年度以降毎年12月までに）、適切に維持管理している状況について、報告が必要です。

5 利用実態に基づく台数の特例(第10条第4項、第5項)

既存の附置義務建築物において、附置義務駐車施設等の利用状況に照らして、交通の安全及び円滑化又は土地の有効な利用に資するものとして市長が承認した場合は、特例として附置義務台数を減少させることができます。

また、この特例は、市長の承認を受けて、建替においても適用することができます。

なお、本特例を受けた場合は、供用開始後5年間利用実績を調査し、報告が必要です。

手続、基準などについては、横浜市ウェブページで掲載の「横浜市駐車場条例による利用実態特例申請ガイドブック」をご参照ください。

6 設置等の届出(第7条)

建築物の新築等において附置義務駐車場を設けることとなる場合は、届出が必要です。

なお、横浜市駐車場条例は建築基準法関係規定の駐車場法第20条に基づくものであるため、建築確認申請前に本届出を行い、受理押印を受けたものを確認申請書に添付してください。

7 駐車施設等の管理(第12条)

附置義務駐車場の所有者又は管理者は、その目的に適合するよう、その駐車場を維持管理しなければなりません。

8 各手続及び相談の窓口

【上記4～5の承認、6の届出及び相談の窓口】横浜市建築局建築指導部市街地建築課
横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 25 階
電話：045-671-4510

【上記4～5の報告の窓口】横浜市道路・交通政策局交通政策部交通政策課
横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 29 階
電話：045-671-3853

詳しくは、横浜市ウェブページで掲載の「横浜市駐車場条例の解説」をご参照ください。

【横浜市ウェブページ「横浜市駐車場条例の概要・手続について」】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.html>